

小松市プロモーションロゴマークの使用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は日本列島のほぼ中央に位置し、国内外各地へのアクセスに役立つ小松空港と2024年春に開業を迎える北陸新幹線小松駅の開通により新幹線駅と空港との距離が日本で一番近いエリアとなることから、全国どこからでも、またどこへでも移動の利便性が増す小松市の優位性を発信しブランド向上に繋げる目的で作成した小松市のプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定においてロゴマークとは、別図第1に掲げるデザインをいう。

(プロモーションロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、小松市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、小松市長（以下「市長」という。）に「小松市プロモーションロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号 以下「申請書」という。）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業の内容や具体的な使用方法がわかるもの（企画書等）
- (2) 使用者の業務内容が分かるもの（定款、規約、会則等及び収支決算書等）
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方自治体を使用するとき
- (2) 報道機関が報道のために使用する時
- (3) その他市長が認めたとき

(使用の承認)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、使用を承認するときは、「小松市プロモーションロゴマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- (1) 小松市の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるもの

- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他、承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第7条 承認に関わる物件等は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 市が定めた色、縦横比、形等を正しく使用すること
- (4) ロゴマークの向きを上下、左右、反転して使用しないこと
- (5) 最小サイズは幅15mm以上とし、ロゴマークの視認性や文字の可読性が損なわれないこと
- (6) 背景色によってロゴマークの視認性が妨げられる使い方はしないこと
- (7) 改変する等ロゴマークの独自性やイメージを損なう使い方はしないこと
- (8) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第10条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第11条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、「小松市プロモーションロゴマーク使用変更承認申請書」(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときにあつては「小松市プロモーションロゴマーク使用変更承認通知書」(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第12条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第6条の規定に該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により承認を取り消されたものに対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

- 3 市長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その承認に係る物件を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 4 ロゴマークの使用の取消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。
- 5 前項の使用の取消し、使用停止等は、その理由を明記した「小松市プロモーションロゴマーク使用承認取消書」（様式第5号）により通知する。

（損失補償等の責任）

第13条 市長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

（その他）

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規定は、令和4年4月20日から施行する。

別図第1 小松市プロモーションロゴマーク

フルカラー1



フルカラー2



グレー1



グレー2

